

会館の使用規則

1. 使用責任者を決めること。
2. 使用時間を守ること。
3. 使用にあたっては、器具、備品等を丁寧に取り扱い、室内を汚損しないこと。
4. 使用後は綺麗に清掃（トイレも含む）し、使用にあたって出たゴミは、全て持ち帰ること。
5. 火気使用には特に注意し、室内は全て禁煙とします。
6. 会館内における事故（けが、忘れ物等）については、町内会は一切責任を負いません。
7. 使用者の責に帰す事由で、建物、器具等を破損したときは、修理代実費を頂きます。
8. 戸締りは、点検表に基づき確認してください。
9. 鍵は使用当日、必ず返して下さい。
10. 会館前路上は、駐車禁止です。車での来館は禁止します。
11. 持込み器具は一般家庭で使用する程度の物とする。
12. 有毒ガスの発生する材料の持込みを禁止します。
13. その他不明な点は委員会の指示に従って下さい。